**情報提供書**

別添①

１．提供者情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）提供者（１名） | | | | |
| 所属機関 |  | | | |
| 所属部署 |  | | 役職 |  |
| 氏名 |  | | ふりがな |  |
| 電話 |  | | メール |  |
| 住所 |  | | | |
| 関係機関　※本情報提供に際して関係機関、協力機関がある場合にはお書きください。 | | | | |
|  | | | | |
| 秘密保持契約締結の希望 | | □なし  □あり　**※別添1，2「秘密保持契約書雛形」に必要情報を記入の上、問合せ先宛にお送りください** | | |
| （２）提供者機関の事業　※法人の場合のみ | | | | |
| （今回ご提供頂く情報に関わらず企業や団体等の一般的な事業概要をご記入下さい。） | | | | |

２．提供情報

|  |
| --- |
| （１）オンボードPPP軌道上実証計画（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】2項）に対する情報提供 |
| ※オンボードPPP技術の軌道上実証計画は、基本形態に加えて、それぞれ意義拡大・信頼性の確保の観点から拡張実験案を3つの4案を示しています。  ※最初に各案への参画可能性に関するご意見を伺い、その後、参画可能性のある案についての情報提供をお願いいたします。  （ア）事業観点から本実証計画への参画可能性     |  |  |  | | --- | --- | --- | | オンボードPPP軌道上実証案 | 可能性  （○/△/×） | 本実証の事業者視点からの意見 | | 2.1　基本形態 |  |  | | 2.2　拡張実験（案1） |  |  | | 2.3　拡張実験（案2） |  |  | | 2.4　拡張実験（案3） |  |  |   ○：可能性がある　△：詳細を把握し判断したい　×：可能性はほぼなし  　　　【補足情報】  ※表に記載が難しい場合は、この部分に記載下さい。  （イ）実証コンフィグレーションの実現性について（2.1～2.3項の各案の（2）に示すコンフィグレーション）  ※実証コンフィグレーションとしてGNSSアンテナ、GNSS受信機、演算処理装置、Mt.Fuji、 DC/DC等の搭載を想定しています。貴社衛星への搭載可能性について情報提供をお願いいたします。  ※（ア）にて×とした項目についての情報提供は不要です。   |  |  | | --- | --- | | オンボードPPP軌道上実証案 | 実証コンフィグレーションの実現性について | | 2.1　基本形態 |  | | 2.2　拡張実験（案1） |  | | 2.3　拡張実験（案2） |  | | 2.4　拡張実験（案3） |  |   【補足情報】  ※表に記載が難しい場合は、この部分に記載下さい。  （ウ）JAXAと事業者の役割分担について  ※別紙にJAXAが想定する役割分担案を示します。役割分担案について、追記・削除、コメントがありましたら、別表の編集・Wordのコメント機能等を活用して情報をご提供ください。  ※EMかみ合わせ、FMへの組み込みにむけたJAXA機器提供時期の希望を役割分担表にご記載ください  ※本役割分担を含む共同研究契約書（案）を別紙に示します。契約書へのご意見は、編集・Wordのコメント機能等を活用して情報をご提供ください。  ※JAXAと事業者の役割分担は情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】2.1～2.4項で基本的に共通ですので、2.1をベースにご意見いただくことで問題ありません。  【補足情報】  ※表に記載が難しい場合は、この部分に記載下さい。  （エ）共同実証にあたっての必要資金について  ※（ウ）で示した役割分担を基準に、本実証を実施する場合の資金負担の考え方（JAXA/事業者）及びJAXAの資金負担の概算について情報提供をお願いいたします。事業者（乙）側の役割とした項目について、JAXAから支払いが必要な項目の識別、及び支払いが必要な場合の想定額、条件等の補足情報を記入ください。  ※JAXAと事業者の役割分担は情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】2.1～2.4項で基本的に共通ですが、搭載するコンポーネントの数が異なるため、参画可能性のある案について情報提供をお願いいたします。   |  |  | | --- | --- | | オンボードPPP軌道上実証案 | JAXA資金負担概算について | | 2.1　基本形態 |  | | 2.2　拡張実験（案1） |  | | 2.3　拡張実験（案2） |  | | 2.4　拡張実験（案3） |  |   【補足情報】  ※表に記載が難しい場合は、この部分に記載下さい。  （オ）実験運用コンセプトの実現性について  ※2項に示す運用コンセプトは情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】2.1～2.4項すべてで共通となります。従いまして、2.1項の（4）の実験運用コンセプトをベースに、実験運用の実現可能性（ないしは制約）について情報提供をお願いいたします。  （カ）想定される知財とその取扱い（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】3.2.1項　（5））  ※知財の取り扱いについて、ご意見があればご記載ください。 |
| 本技術実証の価値を向上させる取り組み、提供できるリソース等についてのご意見 |
| ※JAXAのベースライン実証計画に対し、技術実証として価値を高める提案（例：オンボードPPPデータの軌道上画像処理への適用など）や、効率的な実施（JAXAが準備する機器をバス機器と共有するなど）について、情報提供をお願いいたします。 |

|  |
| --- |
| （２）オンボードPPP技術のアルゴリズム開発に資するデータの取得（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】3項）に対する情報提供 |
| （ア）事業者として本構想への参画可能性  （イ）実証コンフィグレーションの実現性について  ※実証コンフィグレーションとしてQZSS、GPS、Galileo、GLONASSを受信できるGNSSレシーバ（2周波以上）を搭載していることを条件としています。貴社の現行GNSSレシーバの対応状況、および実現するとしたらどのような変更が必要かについて情報提供をお願いいたします。  ※対応に際し、必要なコスト規模が分かれば情報提供をお願いいたします。  （イ）JAXAと事業者の役割分担について  ※役割分担について実施可能性について情報提供をお願いいたします。  （ウ）実験運用コンセプトの実現性  ※実験運用コンセプトに示した実験運用の実施可能性についてご記載ください。  （エ）想定される知財とその取扱い（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】3.2.1項　（5））  ※知財の取り扱いについて、ご意見があればご記載ください。 |

|  |
| --- |
| （３）その他特記事項 |
| ※上述の事項以外で本事業の実施にあたりJAXAが検討すべき事項、明確にすべき事項、事業者との間で締結する契約書へのご意見等あればご記入下さい。  ※（１）オンボードPPP技術の軌道上実証（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】2項）で締結する共同研究契約書（案）については、本情報提供書別紙１をご参照ください。  ※（２）オンボードPPP技術のアルゴリズム開発に資するデータ取得（情報提供要請書【オンボードPPP軌道上実証編】3項）で締結する売買契約書案又は請負契約書案については、以下の当機構HPに掲載されている最新の契約書をご参照ください。  https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental\_j.html |

別紙　役割分担表案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究項目 | JAXA | 事業者 |
| １．本機器の開発 | ◎ | ○ |
| １－１．本機器と衛星バス部間のI/F管理文書（ICD）策定 | ○ | ◎ |
| １－２．本機器のエンジニアリングモデル（（EM）熱構造特性・電気的性能がフライト品と同等のもの）の開発、乙への提供（時期は要調整） | ◎ | － |
| １－３．本機器のフライトモデル（FM）の開発、乙への提供（時期は要調整） | ◎ | － |
| １－４．ICDに変更が生じた場合の、当該要求への適合性を確保するための追加作業の実施（協議の上決定） | ○ | ○ |
| ２．衛星システムの開発 | ○ | ◎ |
| ２－１．衛星の設計、製造、試験（本機器とのICDに基づく設計、製造、試験含む） | － | ◎ |
| ２－２．本機器と衛星バスとの嚙合わせ試験（EM試験、FM試験） | ○ | ◎ |
| ２－２－１．衛星バス部と本機器との試験 | ○ | ◎ |
| ２－２－２．不具合の識別、処置方法の特定 | ○ | ◎ |
| ２－２－３．衛星システムに関する不具合への対応 | － | ◎ |
| ２－２－４．本機器に関する不具合への対応 | ◎ | － |
| ２－３．以下に定める許可の取得その他の手続きの実施  ・衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成28年法律第77号）に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可の取得  ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）第20条に定める人工衛星の管理に係る許可  ・無線通信規則に規定される国際周波数調整及び電波法（昭和25年法律第131号）関連法令に基づく諸手続  ・衛星に係る宇宙物体登録手続き | ○ | ◎ |
| ２－４．ロケットペイロード安全標準（JMR-002）への対応※必要な場合 | ○ | ◎ |
| ３．衛星の打ち上げ |  | ◎ |
| ３－１．打ち上げサービスの調達 | － | ◎ |
| ３－２．衛星に係る射場作業 | ○ | ◎ |
| ３－３．投入軌道情報の相手方への提供 | － | ◎ |
| ３－６．打上げにより第三者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険購入※必要な場合 | － | ◎ |
| ３－７．以下に定める許可の取得その他の手続きの実施  ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）第４条に定める人工衛星等の打上げに係る許可 | － | ◎ |
| ４．本機器を用いた軌道上における技術実証、事業への適用評価 | ◎ | ◎ |
| ４－１．実証運用計画の策定 | ◎ | ○ |
| ４－２．本機器を用いた軌道上実証運用  ・オンボードPPPの本機器へのアップロード、軌道上データの取得・伝送 | － | ◎ |
| ４－３．本機器を用いたオンボードPPP軌道上実証結果の評価 | ◎ | ○ |
| ４－４．オンボードPPPデータの衛星事業への適用性評価 | ◎ | ◎ |
| ５．研究のまとめ | ◎ | ○ |

※◎：主たる研究実施機関、　○：従たる研究実施機関